

台風等による気象警報発令時の対応について

台風の接近やその他の気象状況による気象警報発令時にかかる訓練については、下記のとおりとします。

記

1. 午前7時のニュースを聞き、「暴風警報」または「いずれかの特別警報(注)」(以下まとめて「警報」という。)発令時は自宅で待機する。
2. 午前8時までに警報が解除されないときは休講とする。
3. 午前8時までに警報が解除されたら午前10時から訓練を行う。
4. 訓練時間中に警報が発令されたときは、所長判断により帰宅に要する時間も考慮した上で、必要と認める時間の訓練の休止を決定する。

(注)特別警報は、「大雨」「大雪」「暴風」「暴風雪」「波浪」「高潮」の全てが対象。